

債権譲渡に関するお知らせ

各位

会社名 株式会社 LENDEX

代表者名 代表取締役社長 深澤克己

問合せ先 info@lendex.jp

メールのみ受け付けております。

当社は本日、会社法第 370 条及び当社定款第 29 条（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、下記のとおり、債権譲渡を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 債権譲渡の概要

(1)譲渡日	2022年3月1日
(2)譲受人	株式会社 LENDEX LOAN
(3)対象債権	当社が 2022 年 3 月 1 日時点で有する全貸付債権
(4)譲渡価額	0 円
(5)その他	株式会社 LENDEX LOAN との間で、当社が投資家各位との間の匿名組合出資契約に基づき負う債務に関し、併存的債務引受契約を締結することを債権譲渡の前提条件とする。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の完全子会社となる株式会社 LENDEX LOAN（以下「LENDEX LOAN」といいます。）を設立し、今後、新規募集分について、当社は投資勧誘のみを行い、匿名組合契約の締結及び事業者への貸付等の金銭貸付事業は LENDEXLOAN が行うという体制に移行すること（以下「本件スキーム変更」といいます。）といたします。これに伴い、既存のファンドに投資いただいている皆様方につきましても、次の①②の通り新体制への移行に向けた暫定措置（以下「本件移行措置」といいます。）を取らせていただくことといたしました。

- ① 投資家各位と当社との間の匿名組合契約に基づき当社が負担する債務のすべて（営業者としての義務も含む。）につき、LENDEXLOAN が当社の間で併存的債務引受契約を締結し、併存的に債務を引き受ける（以下「本件債務引受」といいます。）※
- ② 当社と LENDEXLOAN の間で本件債務引受契約が締結されることを前提条件として、当社が金銭貸付事業に基づき各債務者に対して有する貸付債権（以下「本債権」といいます。）を、LENDEXLOAN に対して譲渡する（以下「本件債権譲渡」といいます。）

※当社と LENDEXLOAN との間で本件債務引受契約を締結し、投資家各位より本件債務引受について承諾を得た場合、当社が投資家各位に対して負担する債務と同一の債務を LENDEXLOAN が連帯して負担する効果が発生することとなります（民法第 470 条第 1 項及び 3 項）。これにより投資家各位に対し、当社及び LENDEXLOAN の二社が匿名組合契約上の債務を負うことになるため、投資家各位は、当社及び LENDEXLOAN のいずれからも投下資本の回収を行うことが可能となります。なお、本件債務引受に同意いただけない場合であっても、本件債権譲渡は実行されます。この場合、同意いただけない投資家様につきましては、当社のみが匿名組合契約上の債務者となり、LENDEXLOAN は債務者となりません。

上記はあくまで暫定的な措置であり、匿名組合契約上の営業者の地位は LENDEXLOAN に譲渡せず、引き続き LENDEX が営業者として、LENDEXLOAN を介して本営業を行います。したがって、匿名組合契約は LENDEX との間で存続し、当該契約に基づく債務（営業者としての義務も含む。）については、当社と LENDEX LOAN の二社で連帯して負担することになるため、投資家各位への不利益はないものと考えております（但し、本件債務引受に同意いただけない投資家様については当社のみが債務者となります。）。また、投資方法や運用、元本・利息のお支払いについても変更はなく、今まで通りとなりますが、当該暫定措置に合わせまして、約款を一部別紙のとおり変更いたしました。

なお、本債務引受に関しましてご異議がある場合には、2022 年 2 月 25 日までに当社(上記「問い合わせ先」記載のアドレス)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。2022 年 2 月 25 日までに異議なき場合は、本件債務引受につきまして承諾していただいたものとして扱います。

以上

変更前	変更後
<p>第5条（本営業の遂行）</p> <p>1 営業者は、本約款に規定がある場合を除き、匿名組合員出資金により、自ら本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行います。</p>	<p>第5条（本営業の遂行）</p> <p>1 営業者は、本約款に規定がある場合を除き、匿名組合員出資金により、自ら<u>又は営業者の完全子会社を通じて</u>本貸付契約に基づく貸付け、管理、回収その他本営業を行います。</p>
<p>第13条（債権譲渡）</p> <p>2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。この場合の順位については、第10条第2項及び第3項の規定を準用するものとします。</p>	<p>第13条（債権譲渡）</p> <p>2 営業者は、前項の債権譲渡を行った場合 <u>（但し、営業者の完全子会社に対する債権譲渡を除く。）</u>には、本匿名組合員に対し、譲渡額から債権譲渡に伴う費用を差し引いた残額に、本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。この場合の順位については、第10条第2項及び第3項の規定を準用するものとします。</p>
<p>第18条（本匿名組合契約の終了）</p> <p>1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人等から支払われた本貸付債権の元本及び利息（遅延損害金を含みます。）等の分配を全て完了した時点をもって終了します。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合も含まれます。</p> <p>...</p> <p>(3) 第13条の規定に基づき、営業者が、本貸付債権を第三者に譲渡し、その売却代金の分配を完了した時点</p>	<p>第18条（本匿名組合契約の終了）</p> <p>1 本匿名組合契約は、本営業に基づく本貸付契約について、本借入人等から支払われた本貸付債権の元本及び利息（遅延損害金を含みます。）等の分配を全て完了した時点をもって終了します。なお、「分配を全て完了した時点」には、次の各場合も含まれます。</p> <p>...</p> <p>(3) 第13条の規定に基づき、営業者が、本貸付債権を第三者 <u>（但し、営業者の完全子会社を除く。）</u>に譲渡し、その売却代金の分配を完了した時点</p>

以上